

伊方町地域おこし協力隊募集要項

伊方町は、愛媛県の最西端、日本一細長い半島「佐田岬半島」に位置し、北は瀬戸内海、西は宇和海・豊後水道を挟んで九州と対しており、温暖で風光明媚な地域です。「耕して天に至る」と言われる段々畑にたわわに実る温州みかんや清見タンゴール、デコポンなどの柑橘類、リアス式海岸の好漁場がもたらす新鮮な魚介類など多くの自然の恵みがあふれています。近年は、「佐田岬観光まちづくり計画」により、観光に力を入れたまちづくりを実施するなど、町の新たな魅力発掘に取り組んでいます。

しかしながら、人口減少・少子高齢化は急速に進展しており、町内には「空き家」が年々増加し、町の活性化のためには、増え続ける「空き家」の対策が急務です。

そこで、各集落における担い手確保や地域の活性化を推進し、自立する町づくりを進めていくため、「空き家対策」と「移住・定住の促進」に意欲的に取り組んでいただける地域おこし協力隊員を募集します。

1 募集人員

地域おこし協力隊員 1名

2 主な業務（活動内容）

- (1) 空き家、空き地バンク等の整備
- (2) 不動産業者との連携
- (3) 移住体験、就業体験メニューの企画・実施
- (4) 移住・定住希望者のサポート
- (5) 住宅整備等の支援策の検討
- (6) その他、地域づくり、空き家の利活用、移住・定住の推進に必要な活動

3 募集対象

- (1) 平成28年4月1日現在で、年齢が満20歳以上の方（性別は問いません）
- (2) 三大都市圏等の都市地域、または地方都市（過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法に指定された地域以外の地域）に住所を有し、委嘱後、伊方町の活動地域に生活の拠点を移し、住民票を異動して居住できる方（Uターン等も可能です）
- (3) 心身ともに健康である方
- (4) 普通自動車運転免許を有する方
- (5) 宅地建物取引士資格を有する方優遇
- (6) 不動産会社勤務経験者優遇
- (7) パソコンの操作ができ、インターネットを活用した情報発信ができる方

- (8) 地域おこしに意欲と情熱があり、地域住民等と協力・協働ができる方
- (9) 協力隊員の活動終了後、伊方町に定住し起業・就業しようとする意思のある方

4 活動地域

伊方町全域（勤務地は伊方町役場本庁）

5 活動時間

- (1) 勤務日は、原則として月曜日から金曜日とします。
- (2) 勤務時間は、原則として午前8時30分～午後5時15分とします。
※休日等の時間外勤務は、原則として代休対応とします。

6 任用形態及び期間

- (1) 伊方町の非常勤嘱託職員として伊方町長が委嘱します。
- (2) 期間は委嘱の日から1年間とします。ただし、活動に取り組む姿勢・成果等を勘案して、年度単位での更新により、最長、委嘱日から3年間勤務することができます。
- (3) 翌年度以降の委嘱等については、双方協議の上決定します。

7 報酬

月額166,300円

8 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。
- (2) 活動中の住居は町が確保し、家賃相当額を負担します。（光熱水費は個人負担）
- (3) 活動に使用する公用車、パソコン等は町で用意します。
- (4) その他活動に要する経費（消耗品費、研修会参加費等）については、予算の範囲内で町が負担します。
- (5) 赴任旅費等手当（上限100,000円）を支給します。

9 申込受付期間

平成28年5月9日から平成28年6月24日

※郵送もしくはメールで受け付けます。

なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

10 応募手続

(1) 提出書類

○応募用紙

- ・町ホームページよりダウンロードしてください。

○履歴書

- ・市販の履歴書をご使用ください。
- ・写真の添付をお願いします。

○レポート

- ・様式は、町ホームページよりダウンロードしてください。
- ・テーマは、「地域おこし協力隊への応募動機と活かしたい能力・資格」について、1,000文字程度で作成してください。
- ・パソコンでの作成可。

(2) 申し込み・問い合わせ先

〒796-0301

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

伊方町役場 総合政策課 まちづくり戦略室

電話 0894-38-0211 F A X 0894-38-1373

E-mail ikata@town.ikata.ehime.jp

11 選考

(1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を文書にて応募者全員に通知します。

(2) 第2次選考（個人面接）

第1次選考合格者を対象に、伊方町役場にて第2次選考を行います。日程等詳細については、第1次選考結果通知の際にお知らせします。

※第2次選考試験に要する交通費等の経費は、町が上限20,000円まで負担します。

(3) 最終選考結果の報告

最終選考の結果報告は、文書にて全員に通知します。